

春季休業中の生活について

高校生としての節度を守り、善悪を十分に考え、規則正しいけじめのある生活ができるよう心掛けよう。

1. 生活全般について

- (1) 規則正しい生活を心がけ、マスクの着用や手洗いを徹底するとともに、不要な外出をしないよう注意し、感染予防に努めること。
- (2) 問題行動を起こしたり、SNSに関係する事故に巻き込まれたりしないように注意すること。
- (3) 家の手伝いをし、助け合う気持ちを養うこと。

2. 学習について

- (1) 各教科・科目から出された課題にしっかり取り組むこと。
- (2) 進路希望を実現させるために自主学習にも積極的に取り組むこと。
- (3) 学習時間を決め、しっかりと学習に取り組むこと。

3. 交通安全について

- (1) 春休み中は冬季間でもあるので原動機付自転車及び自転車の運転をしないこと。
- (2) 無断で原動機付自転車の免許取得をしないこと。
- (3) 凍結や積雪など状況が悪化している道路の通行には十分注意すること。

4. 事故、問題行動、被害の防止について

- (1) スマートフォンの取り扱いに関して、学校のルールや法律に従い、情報モラルに反する使い方をしないこと。
- (2) 飲酒、喫煙、深夜徘徊、無断外泊、不良行為、窃盗、性の逸脱行動などに絶対関わらないこと。
- (3) 「声かけ」などで強引に車内に引きこまれそうになるなどの緊急の場合の対応についてあらかじめ想定しておくこと。(防犯ブザーを携帯するなど)

5. 外出及び外泊について

- (1) 感染予防の観点から、むやみな外出は避け、外泊は特別な理由がない限りは禁止とする。
- (2) 遊技場(パチンコ店等)や居酒屋などへの出入りは絶対にしないこと。

6. 携帯電話、インターネットについて

- (1) 携帯電話、インターネットは節度を持って利用し、利用料金が高額になったり、犯罪に巻き込まれたりしないよう十分に注意すること。
- (2) 違法なサイトへアクセスし、犯罪に巻き込まれることのないように注意すること。
- (3) 違法な物品の売買(オークションを含む)に関わらないこと。
- (4) 掲示板やチャット、ツイッター、ライン等のSNSやメールを利用する際には、マナーを遵守し、誹謗中傷や名誉毀損にあたる行為をしないこと。
- (5) チェーンメールや不正請求に関わらない(相手にしない)こと。

7 アルバイトについて

- (1) 人と接することをできるだけ避けるために、春休み中は臨時休校中と同様行わない。

9. その他

- (1) 万一事故が発生したら、速やかに学校に連絡する。

電話番号 南会津高校 0241-73-2221 (8:15~16:45)

※ 令和2年度1学期始業式は4月8日(水)です。(通常通り登校すること。)